日立市

こどもまんなか
こども家庭庁

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童１人につき２万円を１回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。ただし、一部の方は申請が必要となりますので、裏面「6」をご確認ください。

注）手当の支給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和８年２月17日までに裏面記載の問合せ先（日立市）までご連絡ください。

日立市

①手当の**ご案内を送付します。**

②希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、裏面記載の窓口までご連絡ください。

③児童手当受給**口座等へ振り込みます。**

子育て世帯

申請が必要な方

注）裏面の「６」の方は申請書を提出ください。

１．うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

（１）令和７年９月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和７年9月に出生した児童については10月分）

（２）令和７年10月１日から令和８年３月31日までに出生した児童

２．だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（１）の児童手当受給者、または**上記（２）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

３．いくらもらえるの？【支給額】

対象児童**１人につき２万円（１回限り）**です。

４．いつもらえるの？【支給時期】

日立市では、申請不要な方に対して２月下旬に支給します。

注）裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

５．どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（１）児童手当受給者

原則、児童手当の受給口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、
令和８年２月17日までに必ず下記の問合せ先（日立市）にご連絡ください。

（２）申請を行った保護者（「６」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

６．申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

・令和８年１月１日から令和８年３月31日までに出生した児童の保護者
【申請期間：令和８年２月９日～令和８年４月３０日】

・令和７年10月１日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者
【申請期間：令和８年２月27日～令和８年４月３０日】

・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
【申請期間：令和８年２月９日～令和８年３月３１日】

７．こんなときはどうなるの？

■引っ越した場合はどうなりますか？

９月分（令和７年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ＤＶ被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、所属庁に手続きについてご確認の上、申請書を提出ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

問合せ先（ 日立市） 振込日、申請書類等に関すること	問合せ先（国） 本手当の制度に関すること
保健福祉部 子ども局 子育て支援課 電話：**０２９４－２２－３１１１** **内線３３８・４７８** （受付時間：平日8:30～17:15）	こども家庭庁　コールセンター 電話：**０１２０－２５２－０７１** （受付時間：平日9:00～18:00）